

平成 30 年度第 2 回青森市国民健康保険運営協議会 会議概要

開催日時 平成 31 年 2 月 14 日（木）19：00～20：10

開催場所 アウガ 6 階 会議室

出席委員 神保修平委員、目时捷三委員、清野葎子委員、澤谷かち子委員、近藤博満委員、村松薫委員、村川みどり委員、渡部伸広委員、小倉保英委員、船木昭夫委員、工藤達也委員、高橋幸正委員

<計 12 名>

欠席委員 小谷健児委員、村上公克委員、一戸紀男委員

事務局 税務部長 相馬政人、税務部次長 川村敬貴
税務部参事国保医療年金課長 兼平一成
保健部青森市保健所健康づくり推進課長 鈴木久美子
浪岡事務所健康福祉課長 小形麻理
税務部納税支援課長兼納税相談センター所長 松本和久
国保医療年金課副参事 千葉康伸、国保医療年金課副参事 種市克之
国保医療年金課主幹 山口佑一、国保医療年金課主査 船橋愛通子
国保医療年金課主査 樋口量美、国保医療年金課主査 長内寛幸
国保医療年金課主査 竹内裕美

<計 13 名>

- 会議次第**
- 1 開会
 - 2 税務部長挨拶
 - 3 協議案件
(1) 平成 31 年度青森県国民健康保険事業費納付金の本算定結果について
 - 4 報告案件
(2) 平成 31 年度国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて
 - 5 その他
 - 6 閉会

議事要旨

協議案件 (1) 平成 31 年度青森県国民健康保険事業費納付金の本算定結果について

事務局から資料 1 から 2 について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

資料 1、3 の納付金算定上の基礎数値において、参考部分である県内合計の 80 万超のレセ

プトに係る 80 万円超部分の合計の平成 28 年度金額が、平成 26、27 年度と比較して大きく増額しているが、どういう理由からなのか。

○事務局

80 万超のいわゆる大きな病気をしたレセプトについては、全国的に平成 28 年度は大きく増額しているが、その理由は国においても不明とのことである。

○委員

資料 1 における激変緩和措置の内容を説明してほしいのが一つで、もう一つが資料 2 において、平成 30 年度決算見込みにおける国民健康保険税の収納率の見込みを教えてください。

○事務局

激変緩和措置は、1 人当たりの納付金について、平成 30 年度と平成 31 年度を比較して伸び率が 0.6%を超えた市町村に対して公費を出すというものである。

また、収納率の見込みは 1 月末現在において、現年度分は 90.18%で 0.15 ポイント上回る見込みで、滞納繰越分は 13.74%で 0.79 ポイント下がる見込みとなっている。

○委員

青森市は、激変緩和措置において前年度と比較して 0.6%伸びているということは、恩恵を被っているということによろしいか。

○事務局

訂正ですが、激変緩和措置は、1 人当たりの納付金について、平成 28 年度と平成 31 年度を比較して伸び率が 5.0%を超えた市町村に対して公費を出すというものであり、青森市は恩恵を受けているものである。

○委員

激変緩和措置の期間はいつまでか。

○事務局

今年からですと、5 年となる。

○委員

収納率について、平成 29 年度と比べて平成 30 年度は減少する見込みなのか。

○事務局

現年度分は上がって、滞納繰越分は少し下がる見込みである。

○委員

資料 2、3 の財源不足の対応ということで、青森県の国民健康保険財政安定化基金等の借入れも検討するとあるが、借入れするとすれば決裁にあたっての意思決定はどのようなのか。

○事務局

税務部も関係するが、県知事に対する申請なので最終的に市長の判断になるものである。

○委員

青森市の国民健康保険運営協議会は、重要事項を審議する場所となっているので、その借入れをする場合、この協議会において、結果の報告はしていただけるのか。

○事務局

現時点では、判断はできないが、借入れをしたとすれば、委員の皆様へ報告するものと想定されるものである。

○委員

平成 30 年度から国保都道府県化が始まったが、前年度と比較して市への影響はどういったものがあるのか。

○事務局

平成 29 年度までは、各市町村の特別会計において、医療費を支払っていたが、国保都道府県化に伴い、医療費は県がすべて責任を持って支払うことになったので、その部分で非常に安定的に医療費は支払うことが出来るようになったことが、大きな良かったところである。

報告案件(1) 平成 31 年度国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

事務局から資料 3 について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

今回の見直しに伴い、対象になる世帯はどれくらいで見込んでいるか。

○事務局

平成 30 年度の当初賦課時点のデータに基づくと、賦課限度額の場合は引き上げに伴い、536 世帯が対象となり、約 1,700 万円ほど税収が増加する見込みである。

法定軽減の場合は引き上げに伴い、5 割軽減は 109 世帯、2 割軽減は 59 世帯、それぞれ拡充となり、概算で 580 万ほど軽減になる見込みである。

○委員

国民健康保険に加入している、今年度の 200 万以下の世帯数はどのくらいか。

○事務局

正確な数字は持ち合わせていないが、2 割、5 割、7 割軽減対象世帯は、国保加入世帯の約 65%が対象となる。国保加入世帯が約 42,000 世帯なので、25,000 世帯ほどが軽減対象世帯、低所得世帯となる。

その他 青森市糖尿病性腎症重症化予防プログラムの進捗状況について

事務局から参考資料 1 から 2 について説明があった。

○委員

レセプト活用が個人情報のいわゆる侵害にならないかを、厚生労働省の健康局と医政局のどちらにも確認をとっているのか。

○事務局

健康局のほうにしか問い合わせをしていなかったなので、県を通じて医政局にも確認することとする。

○委員

糖尿病性腎症重症化予防プログラムを行うことは非常にいいと思うが、人の増員、配置を増やすという考えはないのか。

○事務局

31年度、30年度において、人の増員は強く行っているところです。

○委員

このプログラムを行うことも非常に意義があることであるが、特定健康診査もないがしろにしないで、受診率を上げてほしい。

○委員

特定健康診査の受診率はどれくらいか。

○事務局

40.3%が受診率である。

○委員

特定健康診査の対象者はどのように判断、抽出するのか。

○事務局

最初の抽出基準の段階で対象者を判断するものであるが、その後の保健指導を通して状態が改善された場合は、対象者からはずすことは考えている。

○委員

国が保険者努力支援制度ということで市町村別の評価を出しているが、30年度の結果が速報値として出されている。青森市に関しては、特定健診、メタボ健診等、後発医薬品の使用状況及び地域包括ケア等の部分で点数が低く、県内市町村の中で、評価点数が真ん中よりも低い状況となっている。

この保険者努力支援制度は交付金が出される、いわゆる、国が交付する、市町村間で取合いになるもので、基本的には保険料の引下げ財源でもあることから、これを積極的に獲得できるよう努力してほしい。